

地域防災の担い手となるリーダーを目指して ひょうご防災リーダー講座

いつ、どこで、どのような形で起こるかわからない災害に備え、地域防災の担い手となるリーダーを育成するため、実践的な防災講座が開講されます。

開催日 10月～令和2年2月のうち 12日間

①10月5日(土) ②10月12日(土) ③11月2日(土) ④11月16日(土) ⑤11月23日(土) ⑥11月30日(土)
⑦12月21日(土) ⑧令和2年1月11日(土) ⑨1月18日(土) ⑩2月8日(土) ⑪2月22日(土) ⑫2月29日(土)

時間 10時30分～16時15分

場所 兵庫県広域防災センター

対象 兵庫県内に在住、在学、在勤の方

募集人数 120人 ※先着順

申込期間 9月20日(金)まで ※必着

受講料 無料 ※教材等で一部実費負担有り

申込書 兵庫県広域防災センター、市防災課

申込方法 郵送

申込先 兵庫県広域防災センター

http://www.fire-ac-hyogo.jp/



問兵庫県広域防災センター ☎0794-87-2920
〒673-0516
三木市志染町御坂1-19



9月21日(土)～30日(月) 秋の全国交通安全運動期間

運動重点項目

- ① 子供と高齢者の安全な通行の確保
- ② 高齢運転者の交通事故防止
- ③ 夕暮れ時と夜間の自動車運転中、自転車乗
用中の交通事故防止
- ④ 全ての座席のシートベルトとチャイルド
シートの正しい着用の徹底
- ⑤ 飲酒運転の根絶

問総務財政部防災課(庁舎4階)
担当：片岡真子 ☎43-0403

9月24日～30日は結核予防週間

結核は、咳やクシャミと一緒に結核菌の混ざったしぶきが空気中に飛び散り、それを周囲の人が直接吸い込むことで感染します。結核菌が入り込んでも、免疫により、菌の増殖や活動が抑えられるため、必ず発病するとは限りませんが、病気や加齢などで免疫が弱まっている場合は、発病することがあります。

予防のポイント

- ① 生後5か月を過ぎたお子さんには、早めにBCG接種を受けさせましょう。
※国が示す標準的接種期間は、生後5～8か月です。
- ② 年に1回は、定期健診(胸部X線検査)を受けましょう。
- ③ 2週間以上、風邪の症状が続く場合は、早めに受診しましょう。
- ④ 適度な運動、十分な睡眠、バランスのよい食事など、健康的な生活を心がけましょう。



問健康福祉部健康課(庁舎2階) 担当：大木千尋 ☎42-2800

9月21日は「世界アルツハイマーデー」

認知症についての正しい理解を

問地域包括支援センター(高齢介護課内) 担当：藤本英子 ☎43-0431

認知症とは、何らかの原因で脳の細胞が壊れてしまうことにより、認知機能が低下し、日常生活に支障をきたす状態をいい、現在、高齢者の4人に1人が認知症、またはその予備軍であるとされています。

認知症になってしまっても、家族や周囲の方が、認知症に関する正しい知識を身につけ、適切に対応することで、穏やかな日々を過ごすことができます。

「認知症について知りたい」、「気になるので相談したい」と思われた方は、お気軽に次の表の認知症相談センターにお問い合わせください。

加東市役所 地域包括支援センター	社50	☎43-0431
愛の家 認知症家庭介護相談所	南山3丁目23-27	☎47-6510
しんじょ 介護なんでも相談所	新定559-1	☎46-2100
こみなみうれし野 介護なんでも相談所	山国574	☎42-7777
マイハウスみのり 介護なんでも相談所	河高2538-1	☎48-0600
フロイデ滝野 介護なんでも相談所	下滝野1283-37	☎48-1726
たきの苑 介護なんでも相談所	下滝野508-1	☎48-0276

地域ケア市民フォーラムを開催

かとう福祉まつりで、地域ケア市民フォーラムを開催します。

講演 地域ですすめる認知症ケア

講師 株式会社介護共育研究会代表 認知症介護指導員 石川立美子さん

日時 9月7日(土) 13時30分～15時(受付13時～)

場所 市役所 2階 201会議室

認知症になってしまうと…

例えば…

記憶が抜け落ちてしまう。

コミュニケーションをとることが難しくなる。

時間や場所が分からなくなり、家に戻れなくなる。

これらは、一例です。人によって、症状は異なります。

9月20日～26日は動物愛護週間

動物愛護管理法では、広く国民のみなさんに動物の愛護と適正な飼育についての理解と関心を深めていただくため、毎年9月20日から26日までの期間を動物愛護週間と定めています。

飼い主のみなさんは、動物が健康で快適に暮らせるように環境を整えるとともに、地域などに迷惑をかけるようにする責任があります。飼い主としての責任やマナーを再確認しましょう。

- ① 動物の習性等を理解し、しつけをして、最後まで責任をもって飼いましょう。
- ② ふん尿の後始末は飼い主の責任です。公共の場所を汚したりしないようにしましょう。
- ③ 万一、行方不明になっても飼い主が分かるようにしておきましょう。犬の場合は、鑑札や狂犬病予防注射済票などを首輪につけましょう。
- ④ 野良犬や野良猫への餌付けは、伝染病やふん尿などにより、近隣とのトラブルの原因となるおそれがあるため、やめましょう。

問市民協働部生活環境課(庁舎1階) 担当：藤原義守 ☎43-0502